

会 議 録

1 会議名

平成30年度第2回上越市人にやさしいまちづくり推進会議

2 議題

- (1) 第4次人にやさしいまちづくり推進計画に係る平成30年度実施計画の進捗状況について
- (2) 第4次人にやさしいまちづくり推進計画に係る平成31年度実施計画について
- (3) 公共建築物ユニバーサルデザイン指針の見直し方針案について

3 開催日時

平成31年2月21日（木）午後1時30分から午後4時まで

4 開催場所

上越市役所木田第1庁舎4階 401会議室

5 傍聴人の数

1人

6 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・ 委 員：大山 真鶴佳、川澄 陽子、熊田 和子、佐藤 邦代、野村 眞木夫
堀川 敏子、松本 明、宮崎 朋子、山縣 知子、矢澤 正雄、
山岸 栄一、渡邊 征雄
- ・ 事 務 局：影山自治・市民環境部長
共生まちづくり課 岡村課長、佐藤副課長、古川共生係長
- ・ 関 係 課：広報対話課 小嶋課長、新幹線・交通政策課 佐藤課長、市民安全課 熊木課長、危機管理課 岩崎副課長、自治・地域振興課 佐藤課長、男女共同参画推進センター 布施センター長、文化振興課 岩崎課長、市民相談センター・消費生活センター 池田所長、福祉課 田村副課長、高齢者支援課 丸田副課長、健康づくり推進課 北島課長、地域医療推進室 森田副室長、保育課 橋本副課長、こども課 宮崎課長、すこやかなくらし包括支援センター 春日副所長、こども発達支援センター 道場副所長、産業振興課 宮崎課長、道路課 小嶋副課長、雪対策室 古江副室長、建築住宅課 小山課長、学校教育課 小林副課長、高田図書

7 発言の内容

(1) 第4次人にやさしいまちづくり推進計画に係る平成30年度実施計画の進捗状況について

会長：「第4次人にやさしいまちづくり推進計画に係る平成30年度実施計画の進捗状況について」事務局から説明をお願いします。

<事前配付資料1、当日配付資料1に基づき事務局説明>

矢澤委員：事前配付資料1の事業No.5について、地域包括支援センターが細分化され、支部となったところでは本部に行かないと手続きができないものもあるとの声を聞いています。細分化による評価と改善点などについてお聞かせください。

高齢者支援課 丸田副課長：地域包括支援センター再編の利点としては、3職種が揃った基幹型の地域包括支援センターとサテライトにおいて連絡会を定期的に実施することで情報共有を図り、困難な問題に対しても連携しながら解決が図られるようになったことなどが挙げられます。課題としては、高齢者と障害のある子どもの世帯など、複合的な問題のケースが増えており、それらの対応に苦慮している点などがあります。今後の地域包括支援センターの役割として、高齢者の総合窓口にとどまらず、障害者等を含めた総合窓口としての体制へ切り替えが必要であると考え、検討を始めたところです。

川澄委員：事業No.18について、当障害者団体では、月2回「ボッチャ」の練習を行っています。今年度、市でパラスポーツ「ボッチャ」の体験会を実施され、参加された方が当団体の練習に参加するようになり、効果的であったと感じています。計画に、「各スポーツ教室等の情報発信を行っている」とありますが、パラスポーツである当団体の活動の掲載を希望します。

スポーツ推進課 石澤参事：「ボッチャ」も含め、適宜情報提供していきます。

松本委員：事業No.14と15について、就学のための負担軽減措置については、対象者からの申し出により対応されているのか、対象となる方に行政から通知を出されているのかお聞きします。制度を知らない方や返済が難しいと最初からあきらめている方への対応が必要と考えます。

学校教育課 小林副課長：就労援助については、個別に通知は出しておらず、学校等を通じて、毎学期、全児童・生徒に「制度のお知らせ」を配布するほか、幼稚園については、「保育料の減免」について通知した上で「保育料減免手続き」に必要な書類を提出いただき、減免手続きを行っています。問い合わせをいただいた方には、丁寧に説明し、制度の周知方法については、広報や市ホームページに掲載していますが、今後も工夫を行ってまいります。

矢澤委員：事業No.16について、公民館事業について、市民団体の意見を提案する機会がありません。事業提案できる制度を検討していただきたいと考えます。また、中央公民館の事業について、市民全体が参加できる事業の企画や市民活動をサポートできる組織体制づくりが必要と考えます。

共生まちづくり課 岡村課長：担当する社会教育課が欠席ですので、本日の会議録の送付に合わせて回答させていただきます。

<欠席した社会教育課からの回答>

地域に根付いた公民館事業を目指していることから、事業提案については地域の地区公民館へお知らせください。市民活動の支援については、地区公民館が実施しています。また、市全域を対象とした地域活動団体の支援では、各種団体の活動及び指導者情報を市ホームページや冊子で紹介しているほか、教育委員会として事業の後援を行っています。

堀川委員：事業No.14について、新入学生に対し、入学前に助成金を支給するとありますが、近年、ランドセルの購入時期が早まっています。そのような社会的背景は考慮されているのか、お聞かせください。

学校教育課 小林副課長：中学校の入学予定者には平成29年度から、小学校の入学予定者には平成30年度から、入学前の3月に支給することとしました。制度を変更したばかりですので、当面現状のまま実施したいと考えています。

松本委員：事業No.19について、就職ガイダンスの内容をお聞かせください。また、離職防止セミナーを実施しているとありますが、防止対策を行うには離職の理由などのデータを収集することで、次の対策を取ることができると考えます。行政として、企業とコンセンサスを取り、離職の理由などの

データ収集ができる仕組みを作ることで就職対策の参考にもなると考えます。

産業振興課 宮崎課長：就職ガイダンスは、就職を希望する高校3年生を対象に企業の情報を伝える場として実施しています。参加生徒は、企業のブースを個々に回る形式を取っており、今年は市内の企業110社が参加し、24校587人の生徒が参加しました。離職のデータについては、把握しておりませんが、企業訪問の際にはミスマッチもあると聞いています。今後も様々な機会を通じて、対策を講じていきたいと考えています。

川澄委員：事業No.31について、当会の会報に紹介したいと考えていますが、年齢により受診料は違うのでしょうか。

健康づくり推進課 北島課長：18歳から39歳までの市民健康診査と40歳から74歳までの特定健康診査の料金は1,500円で、75歳以上は無料です。40歳以上を対象としたがん検診については、対象検診ごとに料金が異なりますが、70歳以上は無料です。

松本委員：事業No.33から35について、本県の医師数は、全国で下から2番目であり若い医師を派遣するとの報道がありました。ある市民から、若い医師では不安なため実績の多い他県の病院へ行き手術を受けるという話を聞きました。個人医院については、木曜日の午後や休日に診療を行わない医院が多いので、医師会に働き掛け、コントロールすることはできないのかお聞かせください。

地域医療推進室 森田副室長：市では、休日・夜間診療所を365日実施しています。運営に当たっては、医師会の会員の医師から診療にあたっていただいています。個人の診療のほか、介護保険認定審査会などに従事している医師もおられ、忙しい中、協力いただいています。市としては、二次救急医療として、県立中央病院、上越総合病院、新潟労災病院、上越地域医療センター病院などと連携し、救急医療の体制を整えることが大切であると考えています。休日・夜間診療所が夜間や休日の救急医療を支援する施設として、医師会と協力して実施していきたいと考えています。

矢澤委員：事業No.32と38について、高齢者の健康増進には、認知症対策が必要であると考えます。すこやかサロンの事業内容にも、対策が見受けられま

せん。認知症予防のための事業は実施されているのか、お聞かせください。また、地域に自由に集まることのできるサロンの開設を検討してはどうですか。

健康づくり推進課 北島課長：事業No.32について、当該計画にはがんに特化して記載しています。保健師が地域で行っている健康講座等では、認知症予防についても事業を実施しています。

高齢者支援課 丸田副課長：事業No.38について、認知症予防などの取組の記載はありませんが、それぞれの地域で行われているサロンの中で、認知症予防にもつながる要素も取り入れながら実施いただいています。また、認知症対策として、今年度、上越市版オレンジプランを策定したことから、今後、プランに基づき事業を進めることとしています。

佐藤委員：事業No.63に関連して、認知症予防のために老人会に加入したいとの相談がありました。最近、老人会も減っており、活動がない地域もあります。高齢者には、近くで活動できる場所が必要であると考えます。料金を払っても、活動できるサロンなどがあると良いと考えます。

高齢者支援課 丸田副課長：高齢者の集う場所として、週1～2回程度、住民組織等が運営するサロンを実施しています。会場が遠くて行きづらいという人には、出張して近くの公民館等で実施している所もあります。内容は、各地域住民組織で情報交換を行い、認知症予防に効果のある内容を取り入れながら行っています。

松本委員：事業No.37について、第6期から第7期にかけて、介護保険料が若干上がっています。平成30年の介護保険法の改正により、自立支援重度化防止に向けた保険者機能の強化として、重度化防止の事業を実施し、効果をあげることで交付金が交付されることとなりましたが、この法改正に対して取組をされているかお聞きします。対象となった場合、保険料の軽減につながるのでしょうか。

高齢者支援課 丸田副課長：保険者機能強化推進交付金については、今年度、交付決定を受け、年度内に交付される予定です。第7期となる平成30年度から平成32年度までの介護保険料は3年間に見込まれる給付費等を必要経費として見込んだ上で積算されており、すでに決定していますので、

この交付金は財源として充てることができず、第7期内の保険料に変更は生じません。

宮崎委員：事業No.62について、評価がCとなっていますが、受講者82人に対し、登録者56人であった理由を精査しなければ、課題は解決されません。理由があるのではないのでしょうか。事業No.59についても、人手不足の現状は同じと考えますが、対策をお聞かせください。

矢澤委員：関連して、事業No.59について、交流会に参加したことがあります。自会の発表が多く、関連する会への継続性を感じませんでした。ボランティアセンターは、市民活動を支援する組織としての役割を担っていないと評価は変わらないと考えます。職員を窓口配置するなど、現状を把握する取組を行う考えはあるか、お聞かせください。

高齢者支援課 丸田副課長：訪問型サービスBは、主に要支援の認定を受けている人のお宅に、養成講座を受講された市民ボランティアが訪問し、簡単な清掃や調理、話し相手などを行っていただく生活支援サービスで、現在、毎月100人程度の方が利用されています。平成28年度以降、毎年80人程度のボランティアを養成することを目標に講座を実施しています。未登録の方の中には、現状で提供できるサービスがないという男性の方がいたり、少し状況を見てから登録するか決めたいとの意見があると聞いています。今年度からフォローアップ講座も実施しており、特に未登録の方に対し、活動の紹介や意見交換をする中で、登録を働きかけるなど、サービス提供者を増やしていくよう取り組んでいきたいと考えています。

共生まちづくり課 岡村課長：上越市NPO・ボランティアセンターは、市民活動をサポートする組織として、市が事業を委託して実施しています。交流会の内容につきましては、団体へのアンケートを実施したところ、自会の活動等の周知や他団体との交流を図る場が必要であるとのことからこのような内容で3年前から実施してきました。結果として、団体間の関係性を築くことはできたのですが、事業の連携にまでは至らなかったとのことでした。今後も、団体の情報発信を行うなど、市民活動の支援を行っていきます。

渡邊委員：事業No.59について、昨年、群馬県前橋市と高崎市のシルバー人材センターに視察に行きました。高齢者支援の対策として、市とシルバー人材センターが協力し、高齢者の家具の移動や買い物の手伝いをする「ちょこっとお助け隊」という取組を始めたとのことでした。会員が1時間500円で高齢者の支援を行い、会員への賃金との差額を市が補助しているとのこと。当市でも、このような取組を検討できないか、お聞きします。

共生まちづくり課 岡村課長：上越市NPO・ボランティアセンターでも、ボランティア登録をいただき、希望者への紹介も行っています。新年度に向けて、市民活動団体の活動内容の情報収集を行い、市民に情報提供することで地域活動に活躍していただける仕組みを検討しています。シルバー人材センターも、その団体の一つと考えています。今後も他市の状況を参考に、情報収集を行っていきます。

山縣委員：事業No.50について、最近、子どもの発達に不安を持つ保護者の方が増えており、パンフレットを作製したことは評価します。入園前の保護者の相談場所として、発達支援センターが身近なところになると良いと考えますが、パンフレットの配布先や入園前の保護者への相談対応について、どのようにされているのかお聞きします。

こども発達支援センター 道場副所長：事業No.50について、パンフレットは、市内の各保育園及び幼稚園に配布しています。今年度から、休日体験・見学会を実施し、周知を図っています。未就園児の保護者に対しては、乳幼児健診時の保健師が得た情報を共有し、対応を取ることとしています。

佐藤委員：事業No.62に関連して、要支援に該当する人がヘルパーを頼んでいるのですが、ちょっとした頼みごとをしても対象外であると断られることがあると聞きました。仕事の内容は決められているのでしょうか。また、少しぐらいの融通を利かせることができないのか、お聞きします。

高齢者支援課 丸田副課長：訪問介護サービスにおいて、直接本人の援助に該当しない行為は訪問介護の内容に当たらないことから、利用者から依頼されてもサービスとして提供することができない決まりとなっています。

堀川委員：事業No.36について、目標に「地域の高齢者の実態や地域に存在する隠れ

たニーズを把握する」とありますが、どのようなことを想定しているのでしょうか。また、評価の中に「優先順位を高くし」とありますが、どのような意味かお聞かせください。

高齢者支援課 丸田副課長：住民基本台帳による情報だけでは高齢者の実態を把握することができないことから、台帳上は同居者がいても、実態は一人であるなど、地域を訪問して調査を行うことでわかってくることもあります。また、地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口として設置しておりますが、窓口での相談業務だけではなく、実態把握業務についても優先度を高くして対応するという意味です。

矢澤委員：事業No.60について、地域おこしの事例に結びついた事例をお聞きします。また、事業No.88について、バスを利用しての日常の買い物や通院は、実際には難しい現状があります。山間地域だけではなく、市街地でも交通難民と呼ばれる人たちがいます。バスだけではなく、コミュニティータクシー等の取組はどうなっているのかお聞きします。

共生まちづくり課 岡村課長：事業No.60について、例として、町内会の防災訓練への参加者増の計画や町内会館の利活用への取組などの事例があります。地域の話し合いを通じて、課題解決に取り組んでいます。いずれも翌年度にフォローアップを行い、次年度の取組につなげることでしています。

新幹線・交通政策課 佐藤課長：事業No.88について、平成30・31年度の2か年で次期総合公共交通計画を策定します。今年度は、実態把握を行うとともに、乗合タクシーについても検討を進めてきました。地域の実情と自助・互助・共助の取組や地域の実情にあった交通形態を検討し、計画策定を進めてまいります。

松本委員：事業No.88について、バスについて乗りたい人を対象とするのか、利便性を求める人を対象とするのかにより結果は変わってくると思われまます。意見聴取の実施方法も検討していただきたいと思えます。また、バスの利便性の向上には、バス事業者の努力も必要であると考えます。事業No.83について、空き家の解体が進まない理由には、解体費用や固定資産税の関係などの理由があると思われまます。空き家対策として、移住政策で成功した十日町市の例もあります。空き家対策を進めるための対策に

ついて、お聞きします。

建築住宅課 小山課長：事業No.8 3について、解体が進まない理由として、委員指摘の理由以外に家財の置き場としている方や先祖代々の家屋であるなど、理由は多岐にわたっています。市としては、解体費用を補助することで解体を促進する一方、新潟県宅地建物取引業協会と空き家情報バンクを設立し、空き家の利活用に向けた情報発信を行っています。また、自治・地域振興課においては移住対策に努めており、関係課との連携を今後も図っていきたいと考えます。

新幹線・交通政策課 佐藤課長：事業No.8 8について、市民の意見については、真に困っている人の意見を聞き、計画に反映したいと考えています。また、地域の公共交通を支えるため、市民がバスを利用する意識を転換する働き掛けも行っていかなければならないと考えています。

会 長：ここで、会議の予定時間を過ぎていることから、議題(1)を終了し、次に進みます。他に気付いた点がありましたら、後ほど事務局からご質問・ご意見をお聞きしますので、文書にて回答していただくこととします。

(2) 第4次人にやさしいまちづくり推進計画に係る平成31年度実施計画について

会 長：「第4次人にやさしいまちづくり推進計画に係る平成31年度実施計画について」事務局から説明をお願いします。

<事前配付資料1、当日配付資料1に基づき事務局説明>

会 長：こちらの議題につきましても、特にこの場でお聞きする必要があること以外は、後ほど事務局からご質問・ご意見をお聞きしますので、文書にて回答していただくこととします。ここで、議題(2)を終了し、次に進みます。また、気付いた点がありましたら後ほどご質問ください。

(3) 公共建築物ユニバーサルデザイン指針の見直し方針案について

会 長：「公共建築物ユニバーサルデザイン指針の見直し方針案について」事務局から説明をお願いします。

<事前配付資料2に基づき事務局説明>

松本委員：指針の改正に当たり、上位法令の基準に従う必要はあると思いますが、

多目的トイレ内にオストメイトを設置すると長時間他の人が利用できなくなるケースが出てきます。真に利用しやすい施設となるよう、汎用性のある指針にする必要もあると考えます。また、人的支援について、災害時にはエレベーターが使用できなくなる場合もあり、そのような時の対応も必要と考えます。

矢澤委員：障害者等用駐車場のルールが明確化されていないのではないのでしょうか。市民プラザにおいては駐車場がいつも満車になることから、障害者等用駐車場に対象でない方が駐車しているケースもあるのではないのでしょうか。このような現状を改善する必要もあると考えます。

宮崎委員：指針の改正は、どの程度進捗しているのかお聞きします。施設や設備は、不自由なく利用できることが大切であると考えます。また、近年、男性・女性以外の性別もあり、その配慮も必要と考えます。

共生まちづくり課長：お示ししているとおり、現在は見直し方針の段階であり、今後、見直しの作業を行っていくこととなります。その段階で、改めて皆様にご意見をお聞きしながら改正を進めてまいります。

野村会長：このほかにお気づきの点がありましたら、後ほど事務局からご質問・ご意見をお聞きしますので、文書にて回答してもらおうこととします。本日は、様々なご意見、ご提案をいただきました。事務局には、これらのご意見等を事業の参考にしていただくこととし、本日の議事はこれで終了とさせていただきます。

事務局：次回は、新年度になりまして9月頃を予定しておりますが、その前に任期満了に伴う委員の改選がございます。今月下旬には、所属団体の方へ委員推薦のお願いをしたいと考えております。お声が掛かった際には、是非ご協力をお願いいたします。また、公募委員の皆様におかれましても、改めてご応募いただければ幸いです。皆様からは、2年間、人にやさしいまちづくり推進会議委員として市の施策等に貴重なご意見をいただき、大変ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を閉会させていただきます。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

8 問合せ先

自治・市民環境部共生まちづくり課

TEL : 025-526-5111 (内線 1396) E-mail : kyousei@city.joetsu.lg.jp

9 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。